

資料編

(1) 海老名市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市地域福祉計画策定委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条(平成15年4月1日施行のものをいう。)の規定に基づく地域福祉計画の策定のため、また地域福祉に関わる諸課題について検討するため、海老名市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 地域福祉の基本理念に関する事項
- (2) 福祉コミュニティに関する事項
- (3) 地域福祉計画の策定及び見直しに必要な事項
- (4) 地域福祉計画の進行管理に関する事項

(組織)

第4条 策定委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、20名以内とする。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 自治会役員経験者などの有識者
- (3) 社会福祉協議会の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

2 策定委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員(議長を含む。)の3分の2以上の多数をもって決する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補助者等)

第9条 障害等により補助が必要な委員については、委員長の許可を得て、補助者を同席させることができる。ただし、必要最小限の人数とする。

(会議の公開等)

第10条 会議は、公開で行うことができる。ただし、会議を公開で行うに当たっては、策定委員会に諮り、第7条第3項の規定に基づいて議題ごとに決定する。

2 前項で公開の決定をされた会議は、傍聴することができる。

3 策定委員会は、会議録を作成するものとし、その会議録は、公開するものとする。

(守秘義務)

第11条 策定委員会の委員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 策定委員会の事務局は、海老名市保健福祉部福祉政策課に置く。

2 事務局職員は、福祉政策課職員があたり、事務局長は、福祉政策課長があたる。

3 事務局長は、委員長の指示を受けて、策定委員会の運営にあたるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会が別に定める。ただし、緊急を要する場合は委員長が定めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(2) 海老名市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	区 分
委員長	村井 敏男	民生委員児童委員
副委員長	柳下 泰介	自治会役員経験者
委 員	千葉 八重子	民生委員児童委員
	前田 正晴	自治会役員経験者
	中島 敦	社会福祉協議会職員
	大島 みどり	関係行政機関職員
	森川 浩次	関係行政機関職員
	本木 大一	関係行政機関職員

(3) 計画の作成経過

日 程		活動内容	概 要
令和元年 (2019年)	8月29日 から 9月13日	市民アンケートの実施	○地域福祉に関する 「市民」の意識などを調査
	11月	海老名市社会福祉協議会および 海老名市民生委員児童委員 協議会にヒアリング調査	○地域福祉に関する「海老名市社会福祉協 議会と海老名市民生委員児童委員協議会」 の意見や考え方などを調査
	11月19日	第1回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○正副委員長の選出について ○海老名市地域福祉計画の趣旨説明 ○市民アンケート調査結果の報告 ○基本理念と施策体系の見直しについて
	12月10日	第2回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○海老名市地域福祉計画骨子案について
	12月26日 から 1月24日	パブリックコメントの実施	○海老名市地域福祉計画素案に関する 「市民」の意見や要望などを収集
令和2年 (2020年)	1月30日	第3回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○パブリックコメントの結果報告 ○計画最終案についての協議
	3月	議会議案提出	
	4月	海老名市地域福祉計画 施行	

(4) 海老名市地域福祉計画 用語集

※用語は五十音順にならんでいます。

NPO（エヌピーオー）

利潤を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利法人）と呼ぶ。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進に関するさまざまな活動を行っている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。その高い公益性にかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による地域貢献活動を行う責務が課されている。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、誰もがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。

障害者週間

障害者基本法に基づき、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間（毎年12月3日から12月9日までの1週間。）

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障がい者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められたときに交付される手帳のこと。

成年後見制度

意思能力に継続的な衰えが認められる人に、その衰えを補い、権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援するための制度のこと。

セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。

ダブルケア

子育てと老後の介護を同時期に行うこと。晩婚化や出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化などにより、ダブルケアに直面するケースが増加傾向にある。

<p>地域共生社会 「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のこと。</p> <p>地域包括支援センター 介護保険法で定められた機関で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどにより、介護予防事業や高齢者本人とその家族に対する相談などを総合的に行う。</p> <p>8050問題 80代の親が50代の子の生活を支えるという問題。若者のひきこもりが長引き親子とともに高齢化した結果として生じており、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。</p> <p>避難行動要支援者 高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難をするために支援を必要とする人のこと。</p> <p>複合的な課題 高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなど。</p>	<p>要支援・要介護認定者 介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人のこと。</p> <p>療育手帳 知的障がい児・者を対象に、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された障がい者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳のこと。</p>
--	---

海老名市地域福祉計画

令和2年3月

発行 海老名市

編集 保健福祉部福祉政策課

〒243-0492

海老名市勝瀬 175 番地の 1

電話 046-231-2111 (代表)



海老名市

住みたい 住み続けたいまち